

2026年度 神戸市校区調整審議会委員名簿

(任期： 2026年9月1日～2028年8月31日)

区分	氏名	役職等	備考
学 識 経 験 者	あきやま れいこ 秋山 麗子	神戸松蔭大学 教育学部教育学科教授	1 期目
	あんどう よしみつ 安藤 福光	兵庫教育大学大学院 学校教育研究科准教授	2 期目
	おざき きみこ 尾崎 公子	兵庫県立大学 環境人間学部教授	4 期目
	さかもと さちこ 坂本 幸子	弁護士	1 期目
市 民 ・ 地 域 代 表	はるき こうすけ 春木 康輔	神戸市PTA協議会副会長	1 期目
	みやざわ きよし 宮澤 清志	神戸市立中学校PTA連合会顧問	3 期目
	まさの さやか 政野 沙矢香	神戸市私立幼稚園PTA連合会副会長	1 期目
	もりた ゆうこ 森田 祐子	神戸市婦人団体協議会副会長	2 期目
	にとべ もとし 新渡戸 素	神戸市自治会連絡協議会会長	2 期目

(計9名)

執行機関の附属機関に関する条例

昭和 31 年 11 月 1 日
条 例 第 3 6 号

(設置)

第 1 条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別の定があるものを除くほか，本市に執行機関の附属機関として別表に掲げるものを置く。

(委任)

第 2 条 前条に規定する附属機関の組織，運営その他附属機関に関し必要な事項は，市長又は教育委員会が定める。

附則 (略)

別表

附属機関の属する執行機関	附 属 機 関	担 任 す る 事 務
市 長	(略)	(略)
教育委員会	神戸市校区調整審議会	神戸市立小学校・中学校及び義務教育学校の校区についての調査審議に関する事務

○神戸市校区調整審議会規則

〔昭和 36 年 11 月 24 日〕
教 委 規 則 第 9 号

改正 昭和 51 年 5 月 13 日教委規則第 11 号
平成 9 年 11 月 21 日教委規則第 6 号
平成 30 年 8 月 6 日教委規則第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例（昭和 31 年 11 月条例第 36 号）第 2 条の規定に基づき、神戸市校区調整審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 条 審議会は、神戸市立学校設置条例（昭和 39 年 3 月 30 日条例第 87 号）に基づき設置された小学校、中学校及び義務教育学校の校区の変更等について教育委員会の諮問に応じ、調査審議を行い、審議会の最終意見を答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市民・地域の代表者

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置く。

- 2 会長は、委員が互選する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を行なう。

(議事)

第 7 条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席をもつてこれを開く。
- 3 審議会の会議の議事は、出席者の過半数で決する。
- 4 可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部外者の出席)

第8条 会長が必要と認めるときは、会議に委員でない者の出席を求め、説明又は意見を述べさせることができる。

(幹事長、幹事及び書記)

第9条 審議会に幹事及び書記若干人を置き、教育長が任命する。

2 幹事は、審議会の事務を総括・整理する。

3 書記は、幹事を補佐して審議会の事務に従事する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、議事の手続きその他審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和51年5月13日教委規則第11号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成9年11月21日教委規則第6号)

(施行期日)

1 この規則は、平成9年11月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行後、最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成9年11月30日から平成10年8月31日までとする。

附 則 (平成30年8月31日教委規則第1号)

この規則は、平成30年9月1日から施行する。